

温泉法及び温泉法施行規則（抜粋）

1. 温泉法（昭和 23 年法律第 105 号）（抜粋）

（地域の指定）

第 29 条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

（改善の指示）

第 30 条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

2. 温泉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 35 号）（抜粋）

（公示）

第 20 条 環境大臣は、法第 29 条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示）

第 21 条 法第 30 条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。